一斉休憩の適用除外に関する協定書

記入例

株式会社見本商事（以下「会社」という。）と、従業員代表　見本 花子（以下「従業員代表」という。）は、労働基準法第34条第2項ただし書に基づき、休憩時間に関し、次のとおり協定する。

第1条（一斉に休憩を与えない従業員の範囲）

店舗での販売の業務に従事する従業員には、一斉に休憩を与えない。

第2条（休憩の与え方）

前条の従業員には、次の班ごとに交替で休憩を与える。

- 第1班　11時30分から12時30分まで
- 第2班　12時30分から13時30分まで
- 第3班　13時30分から14時30分まで

第3条（効力の発生）

この協定は、2027年4月1日から効力を生じる。

2027年3月15日

会社　株式会社見本商事　代表取締役　見本 太郎

従業員代表　販売課　主任　見本 花子

このサイトの例です。条文と労働局の協定書の例が定めている事項だけを並べています。日付・日数・時刻は会社で決めて書き入れます。